

消セ第 1269号
令和5年7月12日

大阪府教育庁私学課長 様

大阪府消費生活センター所長

「笑いDE学ぶ消費者トラブルHS（ハイスクール）編」の周知に係る
協力について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
成年年齢が18歳に引き下げられて一年が経過しました。令和4年度大阪府内の消費生活相談窓口寄せられた相談件数（速報値）は72,858件で令和3年度と比較して2,061件増加しており、年代別の内訳では18、19歳からの相談が増加しています。相談内容は、「エステ」「定期購入」「内職・副業」が多く、背景として、契約に関する経験の少ない若者が、契約内容を十分に理解することなく、安易に締結してしまったことが考えられます。

大阪府消費生活センターでは、消費者被害を未然に防止するための啓発事業を実施しており、その一つとして人気お笑い芸人に若者に多い消費者トラブルについてコントで演じてもらい、被害を防ぐポイントをわかりやすく解説した動画をウェブ配信しています。

若者が陥りやすい消費者トラブルを数多く紹介していますので、別添チラシの周知について御高配賜りますよう、お願い申し上げます。

記

動画名称：笑いDE学ぶ消費者トラブル 2020～2022

動画内容：定期購入・マルチ商法・副業・エステ・オンラインゲームなど 計15本

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/wakamono/index.html>

QRコード：



※本動画は 公益財団法人 消費生活支援センター主催の、「消費者教育教材資料表彰2023」にて優秀賞を受賞しました。この賞は全国の行政、企業業界団体、消費者団体、NPOなどが作成した教材資料のうち、教育現場で役立つ教材に贈られます。

担当 大阪府消費生活センター 事業グループ 延廣
住所 大阪市住之江区南港北 2-1-10 (ATC・ITM 棟 3F)
電話 06-6612-7500